

基調講演

障害者の福祉的就労と日中活動サービスの今後のあり方

【資料版】

2022年10月26日(水)

国立のぞみの園 セミナー

障害者の福祉的就労と日中活動サービスの支援のあり方について
～個別支援の充実と社会参加を目指して2022～

朝日雅也 (埼玉県立大学)

内容

1. “日中活動”を改めて問い直す
2. “福祉的就労”も改めて問い直す
3. 日中サービスの“質”とは何か
4. 関連する分野との関係
5. 日中活動支援の意義

1. “日中活動”を改めて問い直す

“日中活動”と“福祉的就労”

【S大学のゼミ（4年生）での会話】

❖ その1

学生P：A先生、ご心配をおかけしましたが、卒業できそうです。

A教授：それは良かった。ところでSさん、卒業後の日中活動は何をするの？

学生P：日中活動・・・ですか??

❖ その2

学生Q：A先生、ご心配をおかけしましたが内定もらえました。

A教授：それは良かった。ところで、その就職は一般就労？

学生Q：一般就労・・・ですか??

“日中活動”とは？

○夜間活動があるの？

○賃金（工賃）を得ることだけが日中活動？

○介護を受けることは「日中活動」？

日中活動系の福祉サービス

◆訓練系

◆介護系

◆地域生活支援事業

◆多様な社会参加の場・方法（必ずしも法定のサービスに基づかない機会）

当たり前前の働き方と暮らし方を実現する

○障害があると働き方や暮らし方が違うのだろうか。

○はじめから「難しい」と決めつけてはいないだろうか。

○社会や支援者は障害のある人に、制度に合わせた働き方や暮らし方を強いてはいないだろうか。

例えば・・・地域社会で暮らし方を選択する権利

◆障害者基本法（第3条）

全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと

◆国連障害者権利条約（第19条）

全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。

（中略）

障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わないこと。

*to live in a particular living arrangement

2. “福祉的就労” も改めて問い直す

障害者の就労実態（福祉的就労の位置づけの視点から）

一般就労

約82.1万人（5人以上の民間事業所）

身体障害：42.3万人

知的障害：15.0万人

精神障害：4.8万人

平均月額賃金（2018年度）

身体障害：21.5万円

知的障害：11.7万円

精神障害：12.5万円

就労継続支援A型

約7.2万人
（2020年3月）

平均月額賃金
（2019年度）
78,975円

就労継続支援B型

約26.9万人
（2020年3月）

平均月額工賃
（2019年度）
16,369円

その他

左記以外の生産的・経済的活動や自営等

労働者（労働関係法規の適用）

生活介護

福祉サービス利用者

(障害のある人が) 働くことの意義

生計の維持

経済基盤の確立。

収入（賃金）を得て生活の糧を確保する。

平均月額工賃16,000円（B型）
障害基礎年金があるよね？

連帯の実現

働くことを通して仲間や社会との関係を深めていく。

アフターファイブは別々？

自己実現

それぞれの持ち味を発揮する。

生きがいにつなげていく。

ずっと同じ仕事でも
あるだけまし！
がまん、がまん？

その人にとっての「働く意味」を考える

《働く、仕事する、作業する》などに関する**英語**を思い浮かべてみてください。

先ず、障害のある方
ご自身、支援の対象
となる方を

「**職業世界**」

に置いてみてください。
い。



サービスの対象者とサービス供給との関係性

- 地域においてどのようなサービスが必要か、誰を対象とするのか。
- 必ずしも明確な基準に基づいてマッチングしていないのでは？
- 地域特性があるとは言え、供給側の論理でサービス提供がなされていないか？（選択の制約）

社会保障審議会障害者部会報告書では・・

(2022年6月14日)

❖ 障害者の就労支援について

- ・ 就労アセスメントの手法を活用して本人の就労能力や適性の客観的な評価や就労に当たっての必要な支援や配慮事項の整理を行い、障害者本人がその能力や適性等に合った一般就労や就労系障害福祉サービスの事業所の選択ができることを目指して、必要な支援を行う新たなサービス（「就労選択支援（仮称）」）を創設すべきである。
- ・ 障害者の希望する一般就労の実現に向けて、企業等での働き始めに週10時間～20時間未満程度から段階的に勤務時間を増やしていく場合や休職から復職を目指す場合において、就労系障害福祉サービスの一時的な利用を法令上可能とすべきである。
- ・ 障害者の就労を支えるための雇用・福祉施策の連携強化に向けて、障害者の就労支援に携わる人材の育成、就労定着支援事業の実施主体に障害者就業・生活支援センター事業を行う者を加えること、障害者就業・生活支援センターが専門的見地からの助言等の基幹型機能も担う地域の拠点としての体制の整備の推進、就労継続支援A型の在り方や役割の整理、重度障害者等の職場や通勤における支援の推進を行う必要がある。

鍵を握る“社会的役割” “社会参加”の保障

- ・ 仕事か介護かではなく、社会的役割をいかに保障していくのか。「社会参加」の実質化が必要。

- ・ “尊厳ある暮らし方”の探究
ディーセント・ワークの探求と同時に“ディーセント・ライフ”（造語）の実現も重要

改めて世界保健機関（WHO）の「健康」の定義から

健康とは、病気でないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にもすべてが満たされた状態にあること。

「社会的な健康」とは？

今自分が生きている社会と「前向きで良好な関係」を築けること

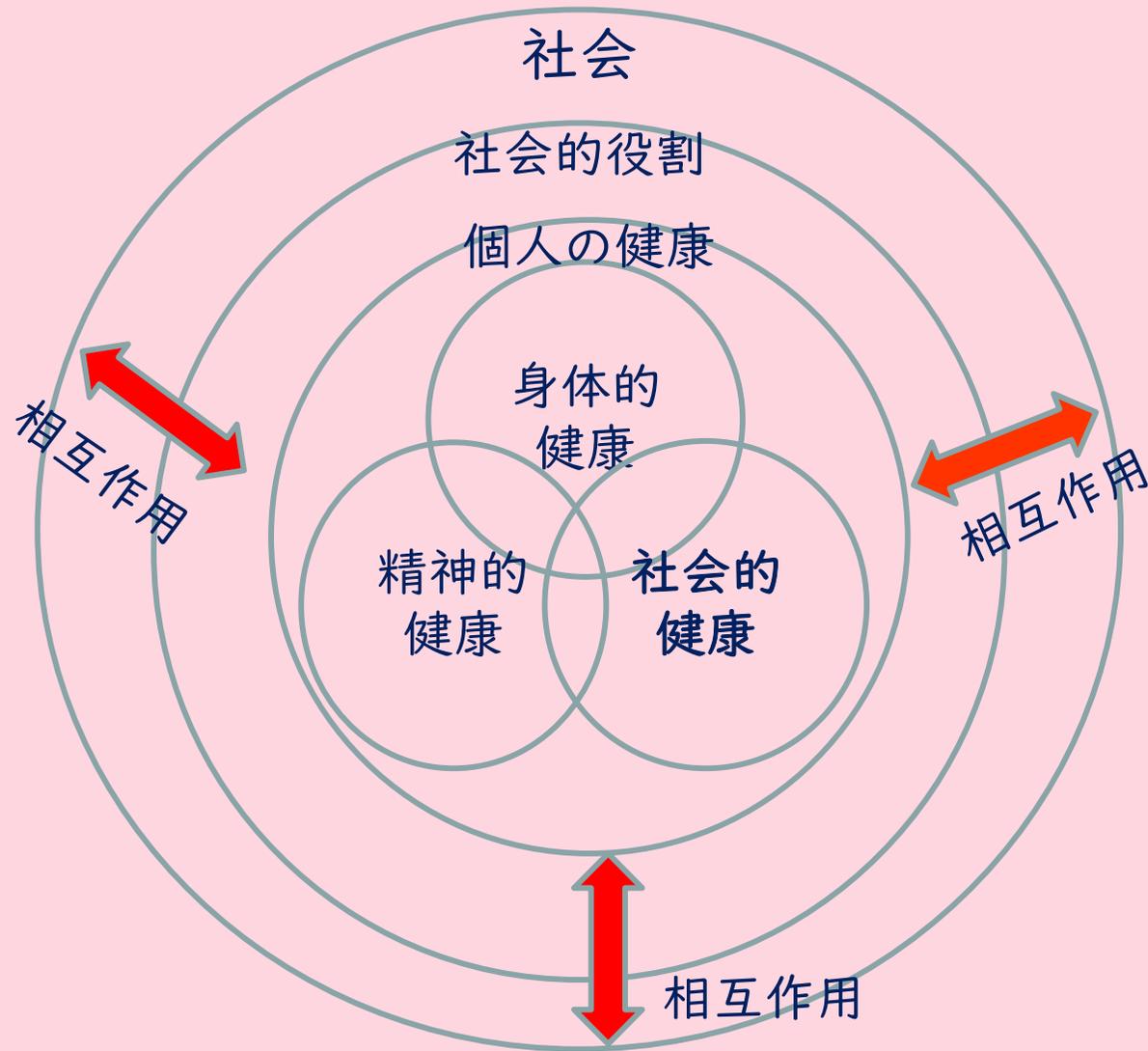
- 他者から必要とされること
- 社会の中で何らかの役割をもっていること
- 周囲の人々との関わり合いがあること
- 社会の中で自分の存在意義を示せること

リハビリテーションの代表的な定義からも

国連障害者世界行動計画（1982年）による定義

「リハビリテーションとは、身体的、精神的、かつまた社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供していくことをめざし、かつ、時間を限定したプロセスである。」

人の健康と社会的役割



出典：朝日雅也. 社会の中で生きる力. 埼玉県立大学Web講座.

https://www.spu.ac.jp/Portals/0/News%20file/sangaku/webkouza/14-03_asahi.pdf

3. “日中活動”の質とは何か

日中サービスの質とは何か（1）

- ◆高い工賃を実現すること？
- ◆自立を促進（実現）すること？
- ◆利用者が望む働き方と暮らし方を実現すること？
働くことや介護を受けることも「手段」
- ◆個別支援における「個別性」の追求

日中サービスの質とは何か（2）

“質”を“量”で測るのは難しい

- ①結果
- ②プロセス
- ③利用者の満足度
- ④提供者の満足度
- ⑤利用者と提供者の“対話”による協働作業
- ⑥社会への説明

現在の障害福祉サービス等の評価（報酬の側面から）

❖ 就労継続支援B型における基本報酬の類型化

- 平均工賃月額に応じて評価する体系

- 利用者の生産活動等への参加等を支援したことをもって一律に評価する体系

❖ 生活介護等における重度障害者への支援の評価

障害福祉サービス等の評価を巡る基本的課題

- 障害福祉サービスは単純な成果主義では測れない。究極の成果は支援の対象となる障害のある人が望む働き方や暮らし方を実現できたかどうかということ。
- サービス提供者側のみに焦点を当てた成果主義的评价には無理がある。
- 一方で、支援対象者のために創意と工夫を重ね、努力している事業者の「プロセス」を高く評価することは必要。
- 「適正化」のためとは言え「ものさし」が目まぐるしく変わるのは、適切な事業の安定的継続性を担保する上では課題。
- 事業者が報酬単価の増減に一喜一憂しながら対応せざるを得ない状況はサービスの質に影響を及ぼしかねない。

4. 関連する分野との関係

隣接する領域との関連性

働く、活動することについては隣接する領域との関わりが重要

○労働（障害者雇用）

○保健医療

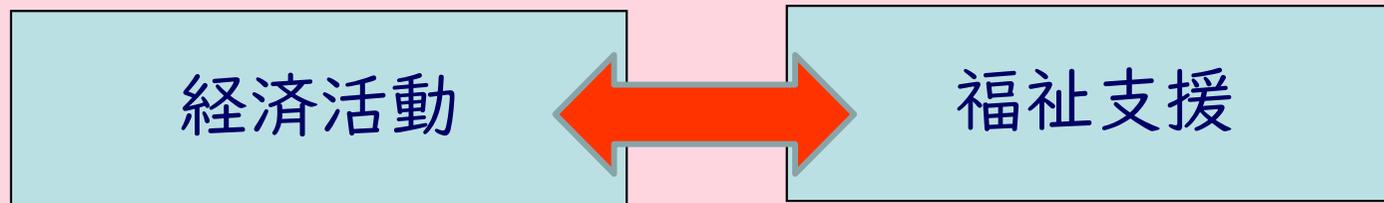
○教育（特別支援教育）

⇒求められる連続性と非連続性

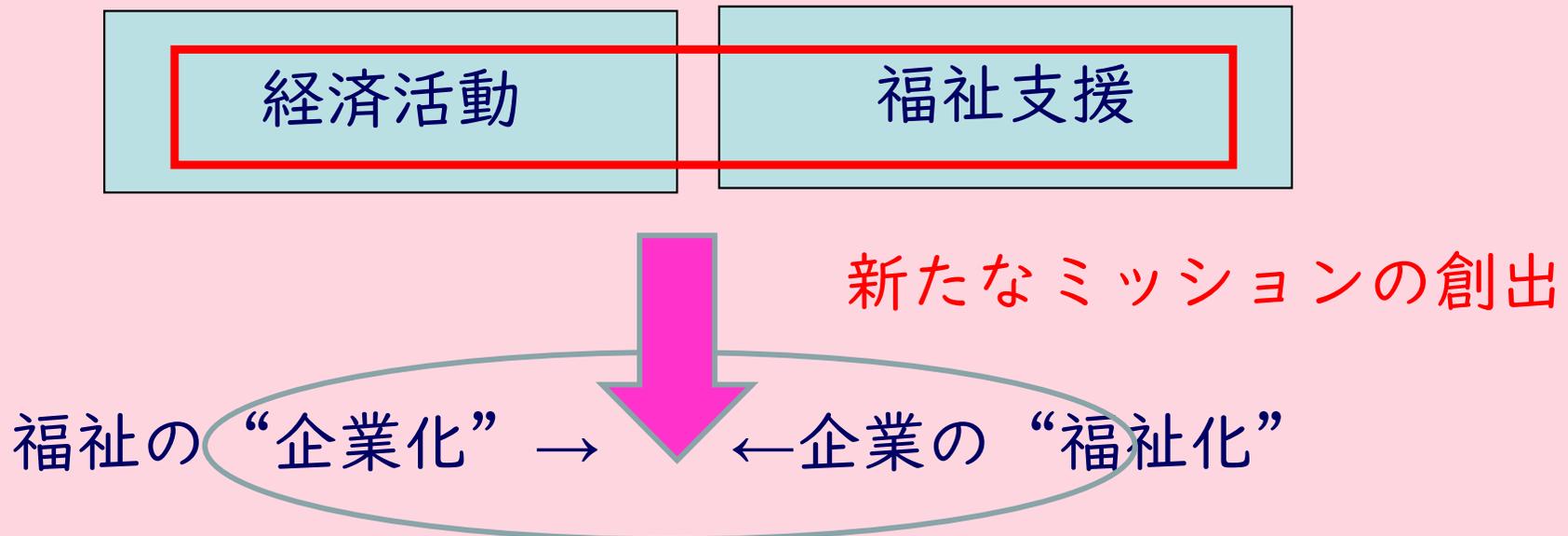
○そして、本人の位置づけは..

障害者の「生産的活動」の困難さとダイナミックさ

障害者の「生産的活動」の困難さ



障害者の「生産的活動」のダイナミックさ



就労移行支援の「移行」から考える

◆福祉から雇用への「移行」

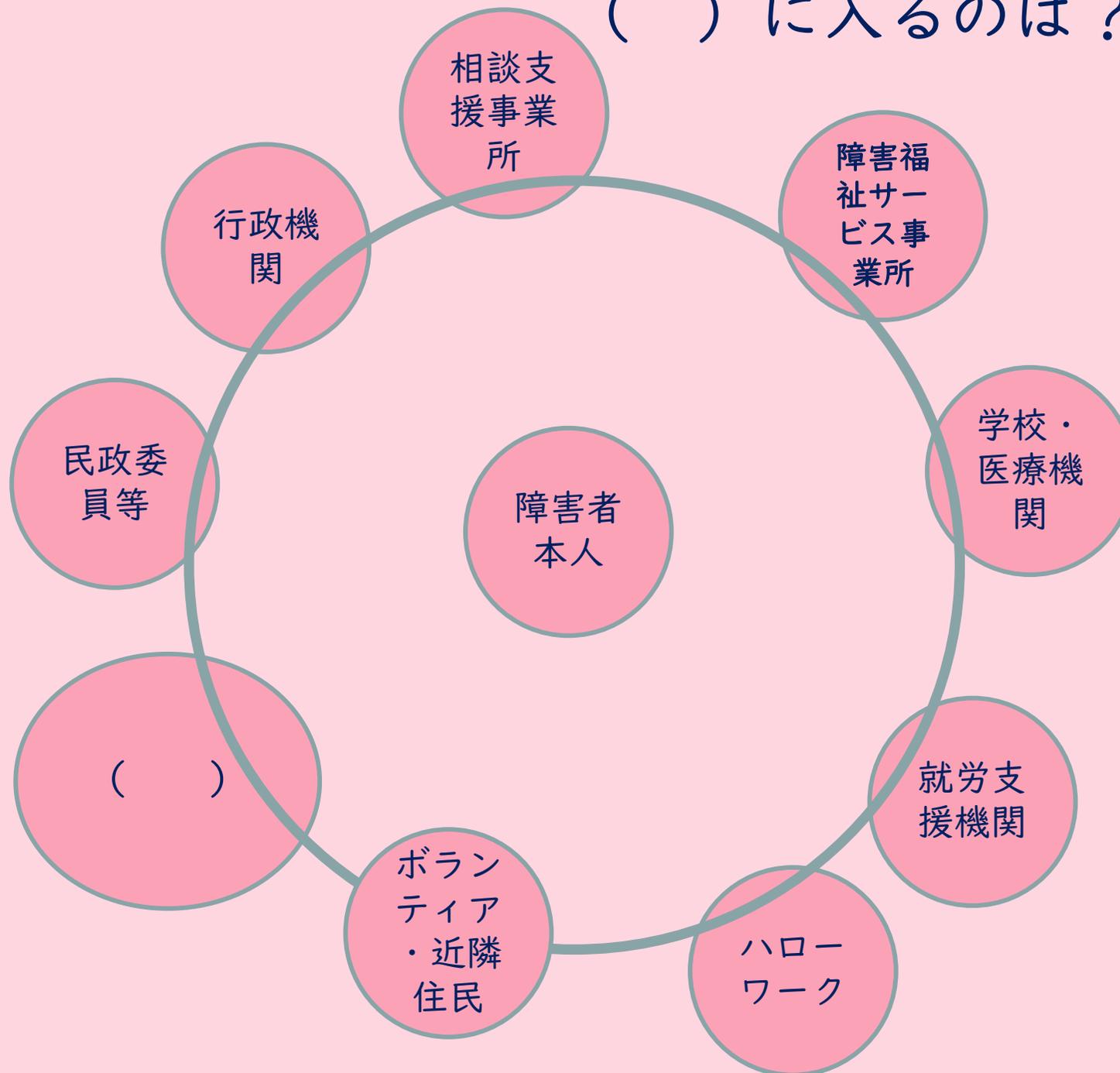
就労移行支援 ⇒ 一般就労への移行

◆雇用から福祉への「移行」

一般就労から就労継続支援への移行

移行とは下位から上位をさす（その逆も含めて）のではなく「対等な双方向性」を持つ

本人を中心に据えたチーム支援（連携） （ ）に入るのは？



5. 日中活動支援の意義

基盤にしたい共生社会の実現

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」
(障害者基本法第1条)

共生社会を構成する「当事者」は..
⇒すべての国民

インクルージョンとは..
⇒すべての国民がそこにいること

誰もが障害者福祉の当事者

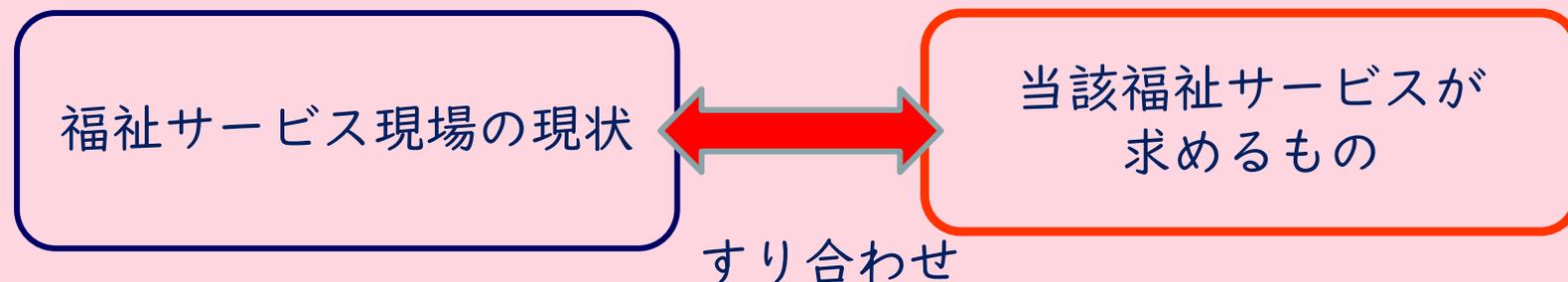
- 第一義的な当事者は障害のある人
- でも、障害によって働き方や暮らし方に困難があるとしたら、その困難を取り巻く当事者は？
- せっかく同じ時代、同じ社会に生き合うのだから、共に手を携えていきたい

ガイドライン策定プロセスに関わって

○障害のある人、それを支援する人にとってより良いサービスの気付きになること

○外発的誘導策に留まらず、内発的な動機付けになることを期待

○ガイドラインに示された事項を具備しているかどうかを分別するのではなく、現状を踏まえながらも新たな気づきによって、サービスの質が向上することが重要



まとめとして：

「地域に慣れる 地域が慣れる」

- 「地域に慣れる 地域が慣れる」
- “予定調和” では生まれない “共生”
- リスクを冒す権利とリスクマネジメント